

長崎県石木ダム建設事務所
住所 東彼杵郡川棚町石木郷195-1
電話 0956-82-5109

ホームページアドレス
[http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/
/kasen-sabo/ishiki/](http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kasen-sabo/ishiki/)

土地収用法に基づく手続きについて

石木ダム建設事業に必要な用地については、以下のとおり3つの区域に分けて、土地収用法に基づく手続きを進めています。

① 収用の裁決〔迂回道路（工事期間中の暫定道路）用地〕

6月22日に県収用委員会により土地等の正当な補償額や明け渡し時期等が裁決されました。今後は、期限までに土地を明け渡していただき、工事に着工することとしています。

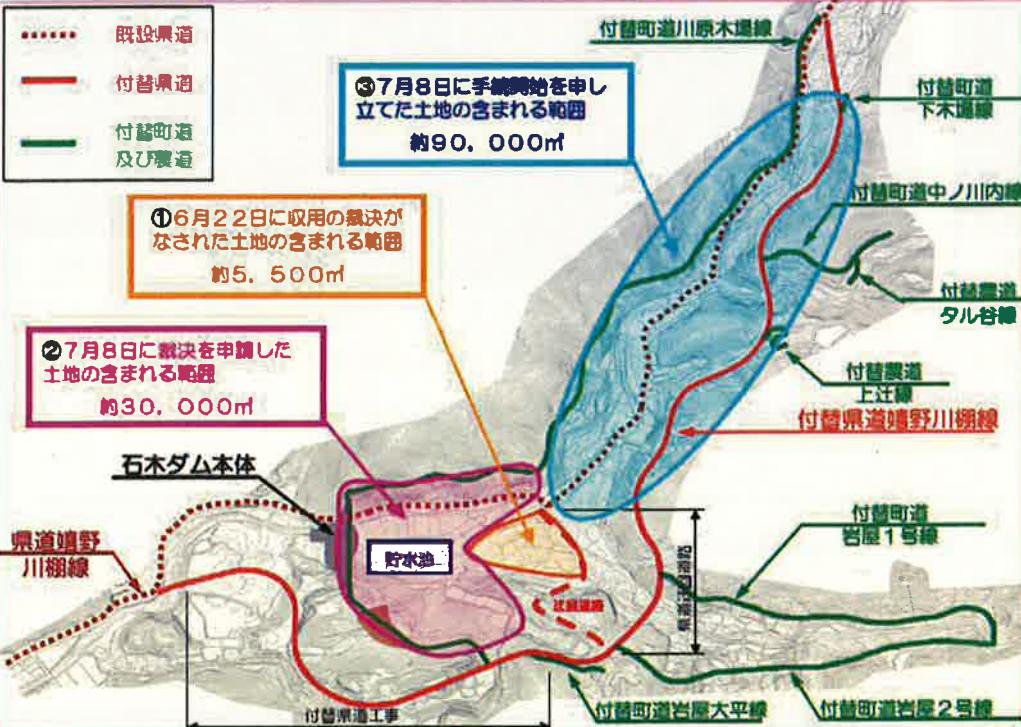
② 収用裁決の申請〔ダム本体の建設に必要な用地〕

昨年11月から裁決申請に向けた手続きを進めていましたが、準備が整ったため、7月8日に県収用委員会へ裁決を申請しました。

③ 保留していた手続きの開始〔ダム貯水池及び付替道路用地〕

これまで保留していた手続の開始を7月8日に申し立て、今後、土地・物件調書作成のための立入調査等、裁決申請に向けた手続きを進めていくこととしています。

石木ダムに必要な用地の取得計画



手続きの主な流れ



<裁決申請にあたっての知事コメント（H27.7.8の知事定例記者会見から抜粋）>

石木ダム建設事業については、地権者の皆様に対し、事業へのご理解とご協力をいただきたく説明を重ねてまいりました。本来であれば、円満な形で事業にご協力いただくことが理想的な形であり、地権者の皆様全員のご理解をいただけなかつたことは残念に思うところもありますが、ダムは早期に完成させる必要があり、地域の治水・利水、県北地域の振興のためにも、引き続き、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

付替県道工事について

付替県道工事については、本年3月「妨害行為が認められた16名又は16名と意を通じた第三者は、立ち塞がる、テントの設置その他の方法により、県職員らが通路として使用することを妨害してはならない」とした長崎地裁佐世保支部の判断を受け、5月から再開していますが、依然として、県職員等の現場への通行を妨げる行為が続いています。

現場入口付近の状況（6月）



県としては、司法の判断も出ていることから、通行妨害をやめるよう説得を繰り返してきましたが、通行を妨げる行為が続いたことから、6月には安全面を考慮して早朝に重機等を搬入し、今後の本格的な着工に向けた準備作業を進めています。

場内における作業状況



H27.6.15撮影



H27.6.15撮影

付替県道は、地域の生活道路としても必要な道路であり、さらには、この道路の完成を前提に代替墓地に移転していただいている方もおられることから、早期完成・供用を目指しています。

なお、工事にあたっては、安全対策に万全を期し実施することとしています。ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。



石木ダムに対するご質問、ご意見等がありましたら下記連絡先にお寄せください。

石木ダム建設事務所
長崎県土木部河川課

電話 0956-82-5109
電話 095-823-3280